官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川について、平成六年十月十一日付け関東地方建設局公示で指定した河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十五条の四第一項第三号の区域を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供するとともに同局及び関東地方整備局長　大西　亘

関係図面のうち、第五号図及び第六号図を次のように改める。

第五号図　削除

第六号図　（図面省略）

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３２３号

名古屋市港区八百島２丁目1901番地　県営南陽第二住宅第１号棟第402号

債務者　コメダコーヒー南陽知多店こと　上木　重雄

1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴垣　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月２日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８３号

三重県桑名市長島町福吉484番地２　ハピネス千代102号

債務者　山川　良二

1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板垣謙太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号

沖縄県宜野湾市大山６丁目28番５－301号
フレンドリー真志喜

債務者　松原　善辰

1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１５４号

沖縄県宜野湾市大山６丁目28番５－301号
フレンドリー真志喜

債務者　松原　達江

1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１５６５号

さいたま市緑区大字大間木557番地　グリーンハイツ岡村105、旧住所埼玉県川口市柳崎５丁目10番30―305号　シャリエ東浦和

債務者　橋本　誠

1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６６号

さいたま市緑区大字大間木557番地　グリーンハイツ岡村105、旧住所埼玉県川口市柳崎５丁目10番30―305号　シャリエ東浦和

債務者　橋本美和子

1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９７６号

兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番２－307号、住民票上の住所兵庫県西宮市末広町２番20―606号

債務者　藤井　康雄

1　決定年月日時　平成28年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０８４号

大阪府吹田市青葉丘南12番27―706号

債務者　井上　喜之

1　決定年月日時　平成28年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤内　健吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７９５号

愛知県北名古屋市徳重米野82番地　コットンハウス103号室

債務者　岩波　敏也

1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　寛也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月７日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５７号

神奈川県座間市ひばりが丘３丁目40番８号

債務者　富樫　亮

1　決定年月日時　平成28年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞木　康州
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４８８号

静岡県浜松市東区笠井上町651番地の１

債務者　藤村　昇吾

1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三和田健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月22日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３９７号

静岡県御殿場市北久原599番地の３　テラスハウスパオＥ１、前住所静岡県御殿場市仁杉651番地の３

債務者　伊倉　常政

1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１７７２号

名古屋市瑞穂区彌富通２丁目26番地　新瑞橋ロイヤルハイツ５Ｂ号

債務者　高本　壽

1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横江　俊祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３３０号

さいたま市中央区本町東１丁目10番７号　苗代方

債務者　横山　桃子（旧姓苗代）

1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　結子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係